

台湾で第3者に商標を出願・登録された際の 対処及び予防方法について

松 本 征 二*

抄 録 最近台湾において、日本国地名が商標登録されていたため、在台湾日系企業が紛争に巻き込まれた事例が発生しました。また、地名商標以外にも、正当な権利者ではない第3者が、日本国で登録済み商標を台湾で出願・登録していたため、紛争になったケースも多数発生しています。そのようなケースに遭遇した場合の対処方法、並びに、紛争を回避するため普段から留意すべき点について、判例等を踏まえ説明いたします。

目 次

1. はじめに
2. 冒認出願の状況
 2. 1 商標の検索方法
 2. 2 冒認出願例
3. 対処方法
 3. 1 登録の取消し
 3. 2 合理使用の主張
4. 今後の対策
 4. 1 個々の企業・自治体等がすべき対策
 4. 2 全体としての対策
5. おわりに

1. はじめに

最近台湾において、日本国の地名が商標登録されていた事例や、日本における正当な権利者と全く関係のない第3者により、日本国で登録済みの商標が出願・登録されていた事例(以下、2つの事例をまとめて「冒認出願」という。)が多数発生しています。

商標権は国・地域毎に権利が設定されるので、冒認出願をされてしまうと、当該商標を用いた商品の輸出又は販売、或いはサービスの提供を台湾で行った場合、日本国の正当な権利者

であっても商標権侵害で訴えられる可能性があります。

筆者は2005年7月～2008年6月まで、特許庁から(財)交流協会台北事務所に派遣され、現地で冒認出願の相談・対策を行って来ました。そこで、このようなケースを発見した場合の対処方法、並びに予防方法をご説明いたします。

2. 冒認出願の状況

2. 1 商標の検索方法

台湾經濟部智慧財産局HPから、出願中、登録済み商標の検索をすることができます。具体的な操作手順を示した日本語の「商標検索マニュアル」は、特許庁又は交流協会台北事務所のHPから入手することができます¹⁾。

なお、日本語環境のパソコンで「ひらがな」「カタカナ」を入力した場合、検索漏れのおそれがあり、また、日本で使用されている漢字と台湾で使用されている漢字(繁体字)は異なることから、日本で使用されている漢字のみで検

* 特許庁審判部 審判官・前財団法人交流協会台北事務所 経済部主任 Seiji MATSUMOTO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

索した場合も検索漏れのおそれがありますので注意して下さい。

2. 2 冒認出願例

(1) 地名の冒認出願例

智慧財産局HPで検索した結果、以下の日本国地名の出願・登録が確認されました。詳細は交流協会台北事務所のHPで公表されています²⁾。

ただし、公表されているのは、文字のみで構成され、デザイン化されていないと判断した地名のみです。また、指定商品又は指定役務によっては、直ぐに影響を受けない場合もありますので注意して下さい。

<都道府県>

青森，秋田，福島，長野，新潟，静岡，群馬，千葉，神奈川，三重，富山，石川，福井，京都，兵庫，和歌山，鳥根，山口，香川，福岡，佐賀，熊本，宮崎

<政令指定都市>

仙台，川崎

<その他>

旧国名である「讃岐」，地域団体商標である「久谷焼」等

なお、これらの出願については、台湾籍の者に加え、日本国籍等の者からの出願も含まれています。また、これら出願者と登録されている各日本国地名との関係について詳細は不明です。出願人が日本国籍以外である場合でも、日本国内の利害関係者が依頼して出願を行う例もあること等からすれば、国籍により冒認出願か否か画一的に判断することは困難です。個別の事案については、利害関係人が自ら進んで調査を行った上で必要な対策を行うことが重要です。

(2) 地名以外の冒認出願例

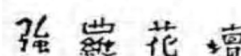
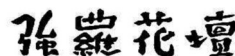
台湾智慧財産局HP及び（独）工業所有権情報・研修館の特許電子図書館（IPDL）を用いて、筆者が10数例検索した結果、冒認出願と推定した例を以下に紹介します。

なお、掲載例の中には、既に権利期間が終了したもの、登録が取り消されたものに加え、異なる商品又は役務を指定して複数登録されている商標も含まれています。したがって、登録番号等の記載は誤解を招くおそれがあるので省略します。ここでは、日本の商標をそのままコピーした商標が台湾で出願・登録されているとの観点で見て下さい。

<日本権利者>



<冒認出願>



3. 対処方法

3. 1 登録の取消し

(1) 登録異議の申立て・無効審判の請求

1) 登録異議の申立て

商標登録公告から3ヶ月以内であれば、利害関係の有無にかかわらず、誰でも登録異議の申立てを行うことができます。商標法の根拠条文は次の通りです。

① 地名を冒認出願された場合

第23条1項11号：商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認、誤信を生じさせるおそれがあるもの³⁾。

地名は商品の産地、性質あるいは品質などを誤認させるおそれがあるため、台湾では原則的

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

に商標登録が禁止されていますが、長期間の使用により、自他識別機能を有すれば商標登録されることもあります。

② 著名商標を冒認出願された場合

第23条1項12号：他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの。

③ 非著名商標を冒認出願された場合

第23条1項14号：同一又は類似の商品又は役務について他人が先に使用している商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知っていたとき。

なお、本号の他人が先に使用しているは、台湾で先に使用している商標に限定されず、外国で先に使用している商標も含まれます⁴⁾。本条文は、地名、非著名商標以外の冒認出願を取り消す際に、最もよく用いられます。

2) 無効審判の請求

登録異議の申立て期間を経過した場合であっても、登録異議の申立てと同じ理由で無効審判の請求をすることが可能です。ただし、無効審判の請求をする際には以下の点について留意して下さい。

① 無効審判の請求は利害関係人に限定されます。

② 著名商標及び非著名商標を冒認出願された場合（第23条1項12号及び14号）、商標登録公告から5年を経過すると無効審判の請求をすることはできません。ただし、悪意により著名商標を冒認出願された場合は（12号）、無効審判の請求期限は設けられていません。

なお、何をもって「悪意」と認定するのかについて、智慧財産局では基準を作成・公表していませんが、「悪意とは、商標を出願する時に、

著名商標の存在を知っており、更に不正な利益を取得するため、他人の著名商標を模倣する意図が必要である」と指摘した経済部訴願委員会の決定例があります⁵⁾。

実務上は、係争中の商標が既に著名であることを説明する資料、相手が取引などの関係で当該商標の存在を明らかに知っていたことを証明する資料等を提出し、類似程度、出願当時の状況、実際の商標使用状況等を考慮して悪意があったか否か認定されます。

また、現行商標法の条文上、地名に関する商標登録については、無効審判の請求期限を設けていない、つまり、商標登録公告後、何年経過しても無効審判の請求ができるとされていますが、旧商標法の規定を準用し、商標登録公告後10年を経過した場合は、無効審判の請求をすることはできないとの法律解釈もあります。当該解釈について、台湾で紛争になった事例がないため判例は無く、解釈は確定していませんので、無効審判の請求をする際には注意が必要です。

3) 登録異議の申立て・無効審判の請求に必要な資料

① 地名を冒認出願された場合

台湾の消費者が「地名」と認識可能であったことを証明する資料。例えば「地名」が入った産品等の台湾での販売や、「地名」が掲載された観光雑誌等の台湾での販売事実等が挙げられます。

日本国の地名が当条文により取り消された判例としては、新潟県の旧国名である「越後」の登録商標が取り消された例があります⁶⁾。

② 著名商標を冒認出願された場合

著名商標であることを証明する資料。なお、資料は台湾域内のものには限定されませんが、台湾の消費者がこれらの資料に接触することが可能で、商標の使用を認識可能であったことを証明できなければ証拠として認められない可能性が高いです⁷⁾。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

何をもって「著名商標」とするのかについて、商標法施行規則第16条では「著名商標とは、客観的証拠を持って、当該商標が既に関連業者又は消費者に広く認識されていると認定するに足る商標」と規定しています。智慧財産局では「商標法第23条第1項第12号の著名商標保護審査基準」を作成・公表していますので⁸⁾、資料収集の際の参考にして下さい。

なお、著名商標であるか否かについては、個別案件の審理（登録異議・無効審判）の際に智慧財産局により判断されます。

また、日本の「周知・著名商標検索」のような検索DBはありませんので、著名商標と認定された商標であっても、そのことを知らない者が出願・登録した場合、権利者はその都度、登録異議の申立て・無効審判の請求を行う必要があります。権利者側の負担が大きくなっています。

③ 非著名商標を冒認出願された場合

正当な権利者の商標を知り得たことを示す資料。例えば、i) 冒認出願した者との間の書簡、取引証明、仕入れ証明、ii) 冒認出願した者と親族関係である証明書類、iii) 冒認出願した者の営業拠点とが同一街道又は近隣の場所にあることを証明する書類、iv) 冒認出願した者が株主・職員等であった証明、等が挙げられます。

4) 登録異議の申立て・無効審判の請求をする際の留意点

① 判断基準日

誤認、誤信を生じさせるおそれがあったか否か等の判断の基準となる日は、冒認出願者が台湾で出願した日です。したがって、証拠の日付は冒認出願日前であることが必要ですので証拠収集の際には留意して下さい。

② 速やかな登録異議の申立て

実務上、冒認出願の商標登録が成立した直後のほうが、登録異議の申立てをした者の商標が著名であると認定されやすい傾向にあります。したがって、速やかに登録異議の申立てをした

方が有利です。

③ 第23条1項12号と14号の同時申請

著名であることを証明する条件は厳しく、実務上、12号の「著名」に該当しないと認定されるケースが多く見られます。したがって、同一又は類似の商品又は役務について冒認出願された場合には、「著名」が認められないケースも想定して、12号と14号を同時に申請することも考慮して下さい。

④ 登録異議の申立て・無効審判の請求と同時の商標出願

請求が認められ、先の登録商標が取り消されたとしても、別の者が新たに商標出願する可能性があります。登録異議の申立て・無効審判の請求と同時に商標出願をしておく、その後の紛争を回避することができます。

(2) 商標不使用取消しの請求

正当な理由が無く3年以上商標を使用していない場合又は使用の停止を続けている場合は、商標不使用取消しの請求ができます。(第57条1項2号)

したがって、先に登録された商標が実際に使用されているか否か調査することも有効な対策の一つです。

3. 2 合理使用の主張

商標を産地の説明として使用する場合、又は冒認出願の出願日より前に実際に商標を使用していた場合、商標の合理使用の主張をすることが可能です。主張が認められた場合、他人の商標権の効力は及びません。

したがって、商標権侵害で提訴された場合、裁判の中で商標権侵害に該当しない旨を主張することが可能です。また、裁判所に対して、合理使用であって商標権を侵害していない旨の確認訴訟を提起することも可能です。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

(1) 産地の説明としての使用

1) 第30条1項1号：次に掲げる場合、他人の商標権の効力による拘束を受けない。

1号：善意且つ合理的に使用する方法で、自己の氏名、名称又はその商品又は役務の名称、形状、品質、用途、産地又はその他商品又は役務自体に関する説明を表示し、商標として使用しない場合。

具体的には、「○○」で商標を取得している者が「地名+○○」を商品に表示している場合、「地名」の部分は産地の説明であって商標権侵害にならないと主張することが可能です。

2) 刑事事件の留意点

商標法には刑事罰の規定があるため、権利者は、刑事事件として告訴する旨の警告状を侵害者に送付し、プレッシャーをかけることにより、ライセンス契約等の譲歩を引き出す戦略をよく使います。

そのような際に、合理使用の抗弁は、以下の理由により実質的に困難ですので注意が必要です。

まず、警告状を受けた後も当該商標の使用を中止せず、また、和解にも応じない場合、実際に告訴される可能性があります。

次に、告訴された場合、刑事事件として逮捕状を発行するか否かは、告訴する者、つまり権利者が提出した資料のみに基づいて裁判官が決定します。そのため、事前に合理使用があるか否かは判断されません。

また、実際に現場で逮捕状を執行する警察官にも、合理使用に該当するか否か判断する権限はありませんので、一旦逮捕状が発行されると間違いなく逮捕されます。

そして、合理使用について主張することができるのは、送検後の検察の取り調べや、裁判所での裁判手続きの過程となります。合理主張が認められ、不起訴或いは無罪の判決が出る可能

性が高いケースでも、警察・検察で身柄を拘束されての取り調べや裁判は相当なプレッシャーがかかるため、実質的には警告を受けた段階で和解或いは当該商標の使用を中止せざるを得ないのが現状です。

さらに、裁判で合理使用の主張が認められず有罪となった場合、外国人は台湾からの退去命令付き判決を下される可能性があります。仮に退去命令が下されなくても、台湾の入国管理法の規定では、有罪が確定した場合、外国人は5年間の入国禁止となり、実質的に商売の継続が困難になります。このことも、台湾在住の外国人にとって大きなプレッシャーとなります。

したがって、警告を受けた場合には、①権利者の主張を認め、和解或いは商標の使用を断念する、②商標の使用を一旦中止するとともに、智慧財産局に商標の取消しを求めるか、裁判所に対して商標権非侵害の確認訴訟を求める、の何れかの対応になります。

3) 登録異議・無効審判との関係

第30条第1項1号に規定されている「合理使用」は商標権効力の制限理由であり、無効審判等による影響を受けません。

具体的には、日本国地名の登録商標の登録異議の申立て・無効審判の請求に対し、「使用を続けることにより自他識別能力が発生した」等の理由により、登録商標を取り消すことができなかった場合でも、別途、「合理使用」の確認訴訟を裁判所に対して起こし、裁判で主張が認められると当該商標権の効力は及びません。

したがって、合理使用の確認訴訟は、無効審判等で地名に関する登録商標を取り消すことができなかつた場合であっても、引き続き地名を冠した商品やサービスの提供を継続したい時には有効な対策の一つです。

ただし、合理使用の確認訴訟で確認される事項は、地名自体の使用の可否ではなく、地名の実際の使用態様が合理使用に該当するか否かで

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

ある点に留意してください。裁判では、地名の表示サイズ、デザインの有無、他の図案との位置関係等を総合的に考慮し、確認を求められた使用態様が合理使用に該当するのかが判断されます。したがって、合理使用に該当するとの判決を得たとしても、その判決は、確認を求めた使用態様のみ有効であり、使用態様を変更すると、再び合理使用に該当するか否か裁判所の判断を求めなければならない場合がありますので注意して下さい。

(2) 先使用権の主張

第30条1項3号：他人の商標の登録出願日前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用する場合。ただし、それは原使用の商品又は役務に限る。

先使用権を主張できるのは、冒認出願の出願日より前に、既に台湾で当該商標を使用していた場合のみで、冒認出願日より後に、台湾で商標の使用を開始しても、先使用権は主張できないので注意して下さい。

また、先使用権が主張できる商品又は役務は、冒認出願の出願日より前に、既に使用していた商品又は役務に限られますので注意して下さい。

4. 今後の対策

4.1 個々の企業・自治体等がすべき対策

(1) 冒認出願を発見した場合

1) 速やかな対応

長期間の使用により自他識別機能を有すると判断されると、地名であっても商標登録が認められることがあります。

また、冒認出願であっても、期限が過ぎると登録異議の申立て、無効審判の請求ができなくなり、また、期限内であっても既成事実の積み重ねにより、後から取り消せなくなる場合があります⁹⁾。

したがって、冒認出願を発見した場合は、速やかに対応することが必要です。

(2) 冒認出願を想定した事前対策

1) 速やかな出願

台湾でビジネス展開を想定しているのであれば、速やかに商標出願を行うことが必要です。

台湾では、日本の商品は高品質で安全であるとして一般消費者から見られており、また、日本語を理解する者が多いため、「漢字」のみならず、「ひらがな」「カタカナ」のみで構成された商標を付した商品も見られます。

また、台湾から日本への観光客も多く¹⁰⁾、日本の雑誌も多数販売されていますので、新しい商品（商標）を目にする機会は非常に多いです。

したがって、他のアジア諸国と比べても迅速な対応が必要です。

2) 地域団体商標の出願

台湾では日本と同様、地域団体商標の制度があります。したがって、「地名+〇〇」（例：「琉球泡盛」）といった農産品や伝統工芸品等を台湾で販売することを考えている場合は、地域団体商標の出願も考慮して下さい。

3) 識別力の高い商標を出願

地名の文字のみからなる商標を出願しても、台湾の法制上、原則的には登録されませんし、仮に登録されたとしても適切に権利行使できない可能性が高いです。

また、非著名商標を冒認出願されたケース（第23条1項14号）で、「正当な権利者の商標を知り得たことを示す資料」を提出することができませんでしたが、侵害された商標の識別性が非常に高かったため、冒認出願者が正当な権利者の商標を知り得たと判断した判例もあります¹¹⁾。

したがって、図形を組み合わせたロゴマーク等、識別力の高い商標として出願することを考慮して下さい。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

4) 普段からの資料の整理

冒認出願を発見した場合や、冒認出願の権利者から警告を受けた際に速やかに対応できるようにするため、過去の使用実績（使用許諾を含む）、代理店関係、広告宣伝及び商標登録の記録等の日付入り資料を普段から保存管理しておくことが重要です。

5) 定期的な市場調査

既成事実が積み重ねられてしまうのを防ぐため、定期的な市場調査を行い、問題となりそうな商標が出回っていないか調査することが大切です。

4. 2 全体としての対策

個別案件については、各企業、自治体等の利害関係者が対応すべきですが、制度改正要望等、個別企業等では対応が難しい問題もあります。そのような問題は国レベルでの協議が重要ですが、民間から直接台湾当局へ要望することも非常に効果的です。

特に台湾における日系企業の位置付けは、貿易面について見ると、台湾側から見た貿易相手国として日本は第2位であり、知的財産権について見ると、専利出願（台湾では、特許、実用新案、意匠をまとめて専利法で規定）は外国として第1位、商標出願は外国として第2位であり¹²⁾、台湾経済・知財制度への影響力が大きい日系企業の声を軽視できない状況にあります。

そのような影響力を背景に、在台湾日系企業の集まりである台北市日本工商会では、2006年9月に知的財産委員会を設け、日系企業全体にかかわる問題について、台湾当局に対して積極的なロビー活動を展開しています。

一例として、知的財産権問題全般に関する要望書を2007年11月28日に経済部長（日本の経済産業大臣に相当）に直接手渡し、多くの項目について前向きな回答を得ています。また、地名商標問題については、①日本国地名リストの審査官への配布、②紛争案件の早期処理、からな

る要望書を、2008年3月28日に智慧財産局長に直接手渡し、①資料の提供を歓迎、②紛争案件については、双方の答弁終了後、速やかに処理する、旨の回答を得ています¹³⁾。

交流協会台北事務所では、特許庁の委託を受け冒認出願相談窓口を設置し、個別案件の相談対応をしています。なお、窓口の担当者は台北市日本工商会知財委員会の顧問も兼務しています。制度改正等の要望については、台北市日本工商会と連携を取り、台湾当局に対する要望事項として取り上げることも可能です。個別案件、制度改正要望を問わず、不明な点があれば何時でもご連絡下さい¹⁴⁾。

5. おわりに

台湾から日本への観光客はリピータが多く、東京、京都等の代表的な観光地を既に回った者は、地方へも足を伸ばしています。また、台湾には日本語を理解する者が多いことから、雑誌やインターネット等を利用し、日本の様々な情報を入手することが可能です。

そのような背景を考えると、今後は、地名に関しては都道府県レベルではなく、比較的知名度の低い地名についても冒認出願されることが予想され、地名以外の商標については、日本で発売・サービス開始と同時に冒認出願される可能性があります。

繰り返しになりますが、商標権は国・地域毎に権利が設定されます。冒認出願であっても、一旦権利が設定されると、日本の正当な権利者が台湾において商標権侵害で訴えられ、最悪の場合は事業から撤退せざるを得なくなります。

既に台湾で商品の製造又は販売、或いはサービスの提供を行っている、また、今後台湾に進出の可能性がある企業、自治体、組合等は、商標の出願・登録状況の調査をしっかりと行うとともに、自己の商品・サービスに関する商標が台湾で未出願の場合には、速やかに出願を行う

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

ことが必要です。

また、いつ紛争になっても速やかに対応できるように、普段から資料を整理・保管する等、常日頃から本問題に取り組むことが必要です。

最後に、本稿を執筆するにあたり、萬國法律事務所のパートナー弁護士である鐘文岳氏には、判例や実務見解等、多くの助言を頂きました。篤くお礼を申し上げます。

注 記

1) 特許庁HP:

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

交流協会台北事務所HP:

http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/New/98B693BA8A614BEF492574750021CE0F?OpenDocument

2) 交流協会台北事務所HP:

[http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/1BB2170AAAD7CCBA4925747500297DFF/\\$FILE/betten.pdf](http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/1BB2170AAAD7CCBA4925747500297DFF/$FILE/betten.pdf)

3) この下線も含めて、文中の下線は全て筆者が付したものである。

4) 経訴字第09106110350号。

智慧財産局HP: 商標法逐条解説第三章

http://www.tipo.gov.tw/ch/ArtHtml_Show.aspx?ID=a2e7ba26-d27c-4e92-89c4-45c9bb940f24&path=2175

5) 経訴字第09506171300号。

6) 台北高等行政法院94年度訴字第1729号。なお、「94年度」の94は、台湾の元号である民国94年度の意味であり、西暦に換算するには1911を足して下さい。以後掲載する判決も同様です。以下は判決の抜粋。

「調査によると、本件商標の図にある中文「越後」は、日本新潟県の古称であり、日本最大の米産地である。優良な米が生産されることから、米菓及び清酒の製造業も発達し、一番の米所、酒所と称され、並びに越後米やそれらから作られる日本清酒、米菓などの美食を指して称されている。また、内政部警政署による2004年3月10日の警政統計通報の統計によると、台湾で2003

年までに日本を訪れたことがある人数は73万人に登り、旅行サイト上で有名な観光情報地情報の一つとして、その所在とともに「越後」は日本新潟県の古称であると紹介しているところも多い。台湾と日本の貿易経済の交流は頻繁で、台湾から毎年日本へ旅行する人口も多く、原告の「ほんの僅かな人しか「越後」が日本新潟県の古称であることを知らない」という主張は、採用できない。」

7) 日本での商標使用証拠のみで著名商標が認められた判例もあります（台北高等行政法院91年度訴字第4268号）。以下は判決の抜粋。「台湾と日本とは近隣する国であり、両国のビジネス交流は頻繁である。また、情報化社会の発達により、日本での商標使用情報について台湾の消費者はこれらの資料を入手しやすい。」

8) 智慧財産局HP:

http://www.tipo.gov.tw/ch/AllInOne_Show.aspx?guid=ecc0cedd-ddcf-4d52-bed6-c21f55b79b5d&lang=zh-tw&path=709

審査基準によると、「客観的証拠」とは以下の証拠を合わせて判断するとされています。

- ・商品或いはサービスに係るレシート、販売記録、輸出入書類等。
- ・国内外の報道記事、広告資料。
- ・商品又はサービスの販売拠点及びその販売ルート、場所の配置状況。
- ・商標評価、販売額ランキング、営業状況等の資料。
- ・商標使用に関する資料。
- ・商標登録に関する資料。
- ・市場調査報告等の資料。
- ・行政機関又は司法機関が下した認定の関連書類。
- ・その他商標が著名であることを証明できる資料。

また、「広く認識されている」とは、国内使用証拠に限らず、以下の要素を合わせて総合的に判断するとされています。

- ・商標の識別性の強弱。
- ・商標の使用期間、範囲及び地域。
- ・商標の広報期間、範囲及び地域。
- ・商標の出願及び登録の期間、範囲及び地域。
- ・商標の権利行使に成功した記録。
- ・商標の価値。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

・その他著名商標であるとして認定するに足る要素。

- 9) 台北高等行政法院88年判字第231号。
- 10) 台湾からの日本への観光客数は以下の通り。
2003年：78.5万人
2004年：108.1万人
2005年：127.5万人
2006年：130.9万人
2007年：138.5万人。
台湾の人口は約2,300万人なので、2007年ベースで、毎年、約17人に1人が訪日。
- 11) 台北高等行政法院92年度訴字第2340号。台北高等行政法院91年度訴字第4795号。
- 12) 2007年の日台間の台湾側から見た貿易額は、輸出：159.3億米ドル（日本は外国として第4位）
輸入：459.4億米ドル（日本は外国として第1位）
で、輸出入総額618.7億米ドルで見ると、日本は第2位の貿易相手国（1位：中国，3位：米国，4位：香港，5位：韓国）。
参考までに、618.7億ドルを日本側から見ると、台湾は第4位の貿易相手国（1位：中国，2位：米国，3位：韓国）。
台湾の専利・商標出願件数と、その内、日本から台湾への出願件数は下記表の通りで、ここ数年、専利出願は外国として第1位，商標出願は外国として第2位。

	2005年	2006年	2007年
専利出願	79,442	80,988	81,834
内日本	13,704	13,033	12,563
商標出願	76,838	79,767	76,332
内日本	2,868	2,980	2,810

- 13) 台北市日本工商会HP：
<http://kousyokai.japan.org.tw/>
2007年11月28日に経済部長に提出した要望書の「1. (2) 拒絶理由通知書に対する十分な応答期間の確保」については、2008年1月1日に既に実施され、「5. (2) 著名商標のHPでの公表」についても、今年度に過去5年間に著名と認定された商標を分析し、結果が良好であれば、報告書をHPに掲載、将来的には裁判所が審理した著名商標関連の判決をHPで公表する予定である、と回答しており、その他、前向きな回答が多い。是非一読して下さい。
- 14) <冒認出願相談窓口>
担当：河合，細川
連絡先：+886-2-2713-8000 (ex.2738)
e-mail：kawai@mail.japan-taipei.org.tw
hosokawa@mail.japan-taipei.org.tw

(原稿受領日 2008年10月20日)